参考様式第5－1号

8 盛 農 政 第 26 号
令 和 8 年 4 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

盛岡市長 内 舘　　茂

市町村名 （市町村コード）	盛岡市 (2018)
地域名 （地域内農業集落名）	越場・下鹿妻地区 （ 越場、下鹿妻、本宮第３ ）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月14日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、市街化地域に接している地域であり、個人間の農地集積・集約を進めることが難しく、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるため、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化する必要がある。
【地域の基礎的データ】
・「担い手」の経営体数:10（うち法人1）／ 23.56ha ※作業受託面積を除く
・主要な作目:水稲、野菜

（2） 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	112.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.90 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	・・・ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は現所有者又は耕作者が保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集団化の取組
地区内の認定農業者や新規就農者への農地集約を進めるとともに、集落の内外を問わず多様な経営体に農地集積を進める。 また、属人的な集約のみならず、作業受委託や転作に係る交付金を活用するため、作目に応じた集約も必要である。集落外からの入作者と作目について調整する協議の場の設置についても検討する。
（2）農地中間管理機構の活用方法
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。また、必要に応じて再配分を行い、作業集積を進める。
（3）基盤整備事業への取組
他地区に比べ耕作条件の良い水田の割合が高く、現時点で基盤整備事業に取り組む予定はないが、一部農地については、大区画化・汎用化を目的として条件改善事業の活用を検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
市町村やJA、土地改良区等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の普及や農業用機械の賃貸といった支援を行うとともに、農地をあっせんする。また、新規就農に係る相談から地域への定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて、隣接する太田地区及び都南地区の事業者を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業の推進により、作業効率を高める。
⑦保全・管理を行う農地とそうでない農地を明確化する。また、耕作者だけで堰堀や草刈といった農地の管理に係る作業を賄うことが難しく、農地所有者との調整が求められる。併せて、防除や草刈作業については、近隣の農業者と調整し委託を検討する。
⑩耕作放棄地の発生防止と地域の食育を目的とし、小区画の畑地については市民農園としての利用も検討する。